

相続税法施行規則の一部を改正する省令要旨

- 1 延納又は物納の申請書について、次に掲げる法人の貸借対照表及び損益計算書の添付を要しないこととする。(第20条、第22条関係)
 - ① 延納の担保が保証人(法人)の保証である場合における当該法人
 - ② 非上場株式を物納する場合における当該非上場株式に係る法人
- 2 その他所要の規定の整備を行うこととする。
- 3 この省令は、令和2年4月1日から施行することとする。(附則第1条関係)